

## 京都こども文化会館跡地活用方針

## 1 活用案のコンセプト

跡地活用に関しては、会館が文化・芸術に触れる場として親しまれてきた経過や、地元の皆様の思いを踏まえつつ、全市的な観点と地元の皆様にも歓迎されるような活用の観点の両方から、活用の方向性を検討した。

- (1) 文化、スポーツ・健康づくり、地域コミュニティ活性化等に寄与するとともに、地域住民も利用することができる、公共性・公益性を持った機能（以下「公共的機能」という。）を有すること。

（公共的機能の例）

## ア 文化

文化・芸術の創造・発信や担い手育成に資するホール等の文化的スペースや、文化と経済の融合によるクリエイティブなものづくり産業の創出につながる拠点施設など

## イ スポーツ・健康づくり

地域住民などが気軽にスポーツに親しみ、又は健康づくりにつながる運動施設、多目的スペースなど

## ウ 地域コミュニティ

地域住民同士が集うことのできる交流スペースなど

- (2) 複数の機能を併せ持つ複合施設とする場合、公共的機能が、延床面積や利用可能時間において一定の割合を占めるなど、公共的機能を有する施設であると認められること（公共的機能の占める割合が大きければ大きいほどよい）。
- (3) 西陣を中心とした地域活性化ビジョン（平成31年1月策定）の趣旨を踏まえ、地元商店街等とも調和し、地域の活性化を図り、ひいては京都全体の活性化につながるようなことができるよう、北野天満宮をはじめとした、多くの方が訪れるスポットから周辺商店街へと人の流れを呼び込み、周辺地域の回遊性を高めるための取組について提案を行うこと。

## 2 活用の方法

本市の厳しい財政状況を踏まえ、民間の知恵や活力も生かした活用とし、公募型プロポーザル（総合評価方式）により活用事業者を募集する。また、より多くの事業者に提案していただけるよう、土地については売却・貸付のいずれかを事業者が選択できることとする。

(参考)

## 1 京都こども文化会館について（建物は所有者である京都府が除却）

### (1) 所在地

京都市上京区一条通七本松西入北側滝ヶ鼻町431-1

京都市上京区今小路通七本松西入末之口町998-3, 998-30

### (2) 用地面積（公簿面積）

4, 135.86㎡ ※境界確定作業の結果、変更となる可能性がある。

### (3) 主な公法上の規制

#### ア 一条通から北へ30mまで

商業地域（建ぺい率80%、容積率400%）、準防火地域、既成都市区域、旧市街地型美観地区、屋外広告物第4種地域、近景デザイン保全区域（境内の眺め）

#### イ 上記以北

準工業地域（建ぺい率60%、容積率200%）、準防火地域、西陣特別工業地区、既成都市区域、旧市街地型美観地区、屋外広告物第3種地域、近景デザイン保全区域（境内の眺め）

### (4) 閉館日

令和2年11月13日

## 2 「京都こども文化会館跡地活用を検討する庁内会議」について

### (1) 開催状況

第1回 令和3年3月30日

第2回 令和3年8月26日

第3回 令和4年1月20日

### (2) 参画部署（建制順）

以下の関係局・区の部長級職員により構成

- ・ 行財政局 資産イノベーション推進室
- ・ 総合企画局 プロジェクト推進室
- ・ 文化市民局 文化芸術都市推進室
- ・ 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部
- ・ 上京区役所 地域力推進室